

電気供給約款

【低 圧】

平成31年3月1日 施行

ゼロワットパワー株式会社

電気供給約款目次

第1条	適用	1
第2条	用語の定義	1
第3条	単位および端数処理	3
第4条	本約款に定めのない特別な事項	3
第5条	供給契約の申込み	3
第6条	契約期間	4
第7条	電気供給契約の単位	4
第8条	供給の開始	4
第9条	承諾の限界	4
第10条	契約種別	4
第11条	料金等	7
1.	電灯標準	7
2.	電灯 P L U S	7
3.	動力標準	7
第12条	料金の適用開始の時期	8
第13条	検針日	8
第14条	料金の算定期間	8
第15条	使用電力量の計量	8
第16条	料金の算定	8
第17条	料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	10
第18条	料金その他の支払方法	10
第19条	延滞利息	11
第20条	需要場所への立入りによる業務の実施	12
第21条	電気の使用にともなうお客さまの協力	12
第22条	供給の停止	12
第23条	供給停止の解除	12
第24条	供給停止期間中の料金	12
第25条	違約金	12
第26条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
第27条	損害賠償の免責	13
第28条	設備の賠償	13
第29条	電気供給契約の変更	14
第30条	名義の変更	14
第31条	電気供給契約の終了	14
第32条	供給開始後の電気供給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算	15

第 3 3 条	解約等	15
第 3 4 条	電気供給契約終了後の債権債務関係	15
第 3 5 条	供給地点および施設	16
第 3 6 条	計量器等の取付け	16
第 3 7 条	電流制限器等の取付け	16
第 3 8 条	供給設備の工事費負担金	17
第 3 9 条	供給開始に至らず電気供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け	17
第 4 0 条	調査に対するお客さまの協力	17
第 4 1 条	保安等に対するお客さまの協力	17
第 4 2 条	反社会的勢力の排除	17
第 4 3 条	管轄裁判所	18
第 4 4 条	本約款の実施期日	18

第1条 適用

当社がお客様に低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款【低圧】（以下「本約款」といいます。）によります。

第2条 用語の定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

①低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

②電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

③小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

④動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑤負荷設備

お客様が使用できる負荷設備をいいます。

⑥契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑦契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

⑧契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑨契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑩使用電力量

お客様が使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量とします。

⑪消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

⑫再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

⑬貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

⑭平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

⑮夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

⑯その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

⑰需要場所

イ) 1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、ロ) およびハ) によります。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない 区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

ロ) 1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、ハ) によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても それぞれが地上または地下において連結され かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は 1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。

ハ) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

a) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所とします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

b) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所とします。

c) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、b) に準ずるものとします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り a) に準ずるものとします。

との協議によって定めます

第3条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとします。

①契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。契約電力の単位は 1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

②契約電力の単位は 1 キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

③使用電力量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

④料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第4条 本約款に定めない特別な事項

本約款に定めない特別な事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

第5条 供給契約の申込み

①お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

②供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

第6条 契約期間

契約期間は、電気供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。ただし、契約期間に先だって電気供給契約の終了または変更がない場合は、電気供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。

第7条 電気供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1 需要場所について、1 電気供給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約することができます。

第8条 供給の開始

- ①一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ②当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。
- ③天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。

第9条 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせします。

第10条 契約種別

当社は、『ゼロカーボン』プランと『ゼロカーボン+』プランのサービスがあり、契約種別を選択することができます。

①電灯標準

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用します。

- a) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用します。
- b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a) に該当し、かつ b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

- a) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。
- b) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

②電灯 P L U S

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用します。

- a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
- b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a) に該当し、かつ b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

③動力標準

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用します。

a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a) に該当し、かつ b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

第11条 料金等

料金は、基本料金、従量料金および別表 第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、従量料金は別表 第2条（燃料費調整）①イ）によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 第2条（燃料費調整）①ニ）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 第2条（燃料費調整）①イ）によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 第2条（燃料費調整）①ニ）によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。料金表は別紙の通りとします。

1. 電灯標準

基本料金は、1 月につき別紙のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。従量料金は、その 1 月の使用電力量から以下の算式により算定することとします。

使用電力量 120kWh まで（第1段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times \text{使用電力量}$$

使用電力量 120kWh 超過～300kWh まで（第2段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times (\text{使用電力量} - 120\text{kWh})$$

使用電力量 300kWh 超過（第3段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times (\text{使用電力量} - 300\text{kWh})$$

2. 電灯PLUS

基本料金は、1 月につき別紙のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。従量料金は、その 1 月の使用電力量から以下の算式により算定することとします。

使用電力量 120kWh まで（第1段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times \text{使用電力量}$$

使用電力量 120kWh 超～300kWh まで（第2段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times (\text{使用電力量} - 120\text{kWh})$$

使用電力量 300kWh 超過（第3段階）

$$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times (\text{使用電力量} - 300\text{kWh})$$

3. 動力標準

基本料金は、1 月につき別紙のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力}$$

従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、低圧料金表を適用するとともに、夏季に使用された電力量には夏季料金率を、その他季に使用された電力量

にはその他季料金率をそれぞれ適用します。

$\text{従量料金} = (\text{従量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価}) \times \text{使用電力量}$
--

また、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第12条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用します。

第13条 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。

第14条 料金の算定期間

- ①料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。
- ②一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、料金の算定期間は、①にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。
- ③料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。

第15条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（供給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知）

があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせします。

- ①使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものとします。
- ②計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

第16条 料金の算定

- ①料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定します。
 - イ) 電気の供給を開始した場合
 - ロ) 電気供給契約が終了した場合
 - ハ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ②①の場合は、次により料金を算定します。
 - イ) 基本料金は、⑤日割計算の基本算式イ) a) により日割計算をします。

ロ) 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて⑤日割計算の基本算式イ) c) により算定します。

ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて⑤日割計算の基本算式イ) d) により算定します。

ニ) 上記イ)、ロ) またはハ) によりがたい場合は、これに準じて算定します。

③①ロ) または①ハ) の場合、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、⑤日割計算の基本算式イ) b) により日割計算をします。

④①イ) または①ロ) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、①ハ) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。

⑤日割計算の基本算式

イ) 日割計算の基本算式は、次のとおりとします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。

a) 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

b) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 電灯標準 および 電灯 P L U S

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの従量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)によって算定された第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

c) 日割計算に応じて従量料金を算定する場合

(イ)①イ) またはロ) の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定します。

(ロ)①ハ) の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりします。

d) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ)①イ) またはロ) の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定します。

(ロ)①ハ) の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ) イ) a) およびイ) b) にいう暦日数は、次のとおりとします。

a) 電気の供給を開始した場合

供給を開始した日の属する月の日数とします。

b) 供給契約が終了した場合

供給を終了した日の属する月の日数とします。

c) 供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給を終了した日の属する月の日数とします。

d) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

当該変更があった日の属する月の日数とします。

ハ) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、イ) a) の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

第17条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

①お客さまの料金の支払義務は、検針日より発生いたします。ただし、本約款第 15 条②の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。

また、供給契約が終了した場合は、終了日とします。

②お客さまへのご請求は、検針日より 15 営業日までに請求書にてお知らせいたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

③当社は、料金その他の請求額を、当社が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。

④お客さまは、③にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。

⑤お客さまの料金は、請求書に記載する支払期日までにお支払いいただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。

第18条 料金その他の支払方法

①料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じてイ) またはロ) により支払っていただきます。

ただし、料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場

合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、またはお客さまがイ) もしくはロ) による支払い方法を指定いただけない場合等特別の事情がある場合には、ハ) により支払っていただきます。

イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

②お客さまが料金を①イ)、ロ) またはハ) により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。

イ) ①イ) により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ) ①ロ) により支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ) ①ハ) により支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

この場合、③にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

第19条 延滞利息

①お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を第18条（料金その他の支払方法）①イ) により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

②延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times 10/110$

③延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第20条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

第21条 電気の使用にともなうお客さまの協力

①お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ) 著しい高周波または高調波が発生する場合
- ホ) その他イ)、ロ)、ハ) またはニ) に準ずる場合

第22条 供給の停止

①お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

②お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
- ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
- ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

第23条 供給停止の解除

本約款第22条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼します。

第24条 供給停止期間中の料金

本約款第22条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款第16条②により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定します。

第25条 違約金

- ①お客さまが本約款第 22 条②ロ) またはハ) に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- ②①の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。
- ③不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間とします。
- ④電気料金単価表に明記されている単価以外で割引を設定した場合は特別割引となり、契約期間は3年間とします。途中解約の場合は違約金として解約手数料 3,000 円を支払っていただきます。

第26条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- ①当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ) 一般送配電事業者の電気工 33 作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ) 非常変災の場合
 - ハ) その他保安上必要がある場合
- ②①の場合には、当社は、あらかじめその旨を通知書その他によってお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第27条 損害賠償の免責

- ①あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- ②本約款第 26 条①によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- ③本約款第 22 条によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 33 条によって電気供給契約を解約した場合もしくは電気供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- ④漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- ⑤天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- ⑥当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第28条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電

気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

①修理が可能である場合

修理費

②紛失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

第29条 電気供給契約の変更

①お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

②当社は、①にかかわらず、電子メールその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に異議のあるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに供給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款【低圧】に変更されるものとみなします。

第30条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

第31条 電気供給契約の終了

①転居等の場合

転居等により、お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行います。電気供給契約は、本約款第33条に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了します。

イ)当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気供給契約が終了するものとします。

ロ)当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

②小売電気事業者の変更の場合

当社との電気供給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合は、新たな小売電気事業者の定めにより、新たな小売電気事業者に対してまたは当社および新たな小売電気事業者の双方に対して申入れをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼またはお客さまからの申入れに基づいて、電気供給契約を終了させる

ための必要な処置を行います。この場合、当社との電気供給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日に終了するものとします。

第32条 供給開始後の電気供給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算

- ①お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- ②お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第33条 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合（②の場合を除きます。）には、解約の15日前までに通知します。

- ①本約款第22条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ②お客さまが、本約款第31条①による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- ③支払期日を40日経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- ④支払期日を40日経過してもお客さまが他の電気供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払わない場合
- ⑤本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ⑥お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ⑦お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ⑧お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ⑨お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑩お客さまがその他本約款に違反した場合

第34条 電気供給契約終了後の債権債務関係

電気供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気供給契約の終了によっては消滅しません。

第35条 供給地点および施設

電気の供給地点（電気の供給が行われる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点とします。

第36条 計量器等の取付け

①料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社および一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ) お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ) 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

②計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

③計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、①によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で利用できるものとします。

④当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で利用できるものとします。

⑤お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第37条 電流制限器等の取付け

①需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

②電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

- ③お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事を
する場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第38条 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

第39条 供給開始に至らず電気供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らず電気供給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

第40条 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

第41条 保安等に対するお客さまの協力

- ①次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。

イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ②お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第42条 反社会的勢力の排除

お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約す

るものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電気供給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第43条 管轄裁判所

お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条 本約款の実施期日

本約款は平成31年3月1日より施行するものとします。